

令和 7 年度答申第 1 号  
令和 7 年 7 月 1 1 日

松戸市消防局長 林 一郎 様

松戸市個人情報保護審議会  
会 長 井 川 信 子 印

保有個人情報開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 6 年 2 月 1 5 日付け松消企第 5 8 号をもって諮問のあった保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審議会の結論

松戸市消防局長が行った本件処分は、妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年12月8日付け保有個人情報開示請求書により、「私が先月、松戸市消防長宛で提出した情報公開に係る要請や質問や抗議の書面に関して作成・取得されたもの一切。たとえば、上記書面、それに対する協議、検討、相談、問い合わせ（内部的なものや外部的なものも含む。ちば北西部消防指令センターや法律事務所、退職した職員等とのものも含む。）、私への回答等に係るものなど一切。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年12月21日付け保有個人情報開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年1月9日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和6年2月26日付け反論書を提出した。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象個人情報をさらに特定したうえで、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。

#### (2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象個人情報を個人情報開示の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象個人情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

本件の開示請求の対象となった、私の提出した書面の内容や性質からすると、協議、検討、相談、問い合わせ等に係るものが当然に存在することになる。しかし、開示請求書で例示したもののうち、私の提出した書面や私への回答以外のものにかかる分が郵送料に係るものしか特定されていないから、協議、検討、相談、問い合わせ等に係るものを開示すべきである。

#### 4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

##### (2) 本件処分の理由

審査請求人からの保有個人情報開示請求書に対し、請求のあった内容に該当する文書の特定については、保有個人情報開示決定通知書（令和5年12月21日付け松消企第50号）記載のとおりであり、処分庁で保存している文書の全てである。

また、審査請求人は、本件処分で開示した以外に協議、検討、相談、問い合わせ等に係るものが当然に存在すると主張しているが、他の実施機関との協議、検討などはしていないため文書は存在しない。

#### 5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

##### (1) 保有個人情報について

法第76条第1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、法第60条第1項は、「この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員・・・(中略)・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、・・・(中略)・・・地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関・・・(中略)・・・の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関・・・(中略)・・・の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関・・・(略)・・・が保有しているもの・・・(中略)・・・をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。」と規定している。

そして、「職員が職務上作成し、又は取得した」とは、地方公共団体の機関の職員が、地方公共団体の機関の職務の遂行者として、自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

次に、「職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関・・・(中略)・・・が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた

状態、つまり、当該地方公共団体の機関の組織において、業務上必要なものとして他の職員と組織的に共用し、利用又は保存されている状態のものをいう。したがって、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために利用する自己研鑽の研究資料、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために複写した正式文書の写し、職員の個人的な備忘録、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、組織共用性を欠く。

そして、ただし書により、個人情報とは上記のような行政文書に記録されているものに限定されている。

## (2) 本件行政文書の特定について

審査請求人は、対象となる個人情報を含む文書が本件で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられないと主張している。

当審議会において、処分庁に意見聴取を行ったところ、処分庁においては、審査請求人からの抗議書及び要請書について、他機関との協議、検討などは行っていないことが認められた。

また、処分庁が審査請求人に対する回答文書を作成するにあたり、決裁文書以外の文書等は作成しなかった、とする処分庁の説明には不自然な点は認められなかった。よって、本件処分により特定した文書以外には文書がないものと判断する。

以上により、処分庁が行った本件処分は妥当である。

## 6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 審議会の処理経過

| 年 月 日       | 内 容              |
|-------------|------------------|
| 令和 6年 2月15日 | 諮問書の受理           |
| 令和 7年 3月 7日 | 第1回審議会（諮問の報告・審議） |
| 令和 7年 4月 1日 | 第2回審議会（審議・意見陳述）  |
| 令和 7年 5月 8日 | 第3回審議会（審議・理由説明）  |
| 令和 7年 6月10日 | 第4回審議会（審議）       |
| 令和 7年 7月11日 | 第5回審議会（審議）       |